

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示(3件) (治山林道課)	1
○公有水面の埋立ての免許(3件) (漁港漁場課)	2
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (〃)	4
○道路の区域変更(4件) (道路課)	4
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	5
○告示(建築基準法による道の指定)の一部改正 (〃)	5
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	5
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(2件)	6
○政治団体の届出事項の異動の届出	7
○資金管理団体の指定の届出	7

告 示

高知県告示第712号

平成30年3月高知県告示第269号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
安芸郡安田町東島478番地
イ 氏名
西山 禎一
 - (2)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙555番地
イ 氏名
松本 幸一郎
 - (3)ア 登記簿記載の住所

- 高知市入明町8番17号
イ 氏名
角田 佳資
 - (4)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲1241番地2
イ 氏名
細木 宗正
 - (5)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲1402番地
イ 氏名
高崎 伊勢一
 - (6)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲1597番地3
イ 氏名
仙頭 勇
 - (7)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲1707番地
イ 氏名
山川 寅吉
 - (8)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲2111番地2
イ 氏名
山川 春吉
 - (9)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲3947番地200
イ 氏名
町田 一夫
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年11月農林水産省告示第2136号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- ### 高知県告示第713号
- 平成30年3月高知県告示第273号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
- 平成30年9月7日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所

- 幡多郡西土佐村奥屋内1007番地
イ 氏名
篠田 正子
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高知市一宮2090番地4
イ 氏名
酒井 修一
 - (3)ア 登記簿記載の住所
宿毛市小筑紫町小筑紫32番地
イ 氏名
和田 伊勢夫
 - (4)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内900番地4
イ 氏名
酒井 重美
 - (5)ア 登記簿記載の住所
高知市葛島四丁目5番10号
イ 氏名
青木 義人
 - (6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内807番地
イ 氏名
篠田 徳行
 - (7)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内1023番地
イ 氏名
太田 初
 - (8)ア 登記簿記載の住所
土佐清水市浜町6番10号
イ 氏名
岡本 尚
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月農林水産省告示第2596号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- ### 高知県告示第714号
- 平成30年3月高知県告示第279号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

<p>平成30年9月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊藤 栄吉</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 義村 庫太</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 吉川 次太郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 金子 喜代次</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川 イ 氏名 山崎 久太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山崎 貞之助</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 芝 角太郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 森本 菊次</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大谷 常次</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大田 忠太</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川</p>	<p>イ 氏名 谷本 儀太郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中川 安太郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川 イ 氏名 中川 重次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 土居 藤太</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 武石 良次</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 立見 松太</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村浦越12番屋敷 イ 氏名 山脇 伊太郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村浦越9番屋敷 イ 氏名 小野川 悦次郎</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村四手28番屋敷 イ 氏名 谷本 岩次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川18番屋敷 イ 氏名 中川 重信</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川19番屋敷 イ 氏名 田辺 福次</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村大井川95番屋敷 イ 氏名</p>	<p>田中 作一</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村大井川 イ 氏名 田中 作一</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村古城1045番地 イ 氏名 安藤 兼重</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村古城350番地 イ 氏名 安藤 精馬</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村古城942番地 イ 氏名 吉良 利春</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 谷本 儀太郎</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川 イ 氏名 義村 庫太</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中川 重次</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年1月農林水産省告示第24号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第715号 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。 平成30年9月7日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p>
--	---	--

高知県(高知県知事 尾崎 正直)

2 埋立区域

(1) 位置
土佐清水市窪津482番地16及び482番地17地先の公有水面

(2) 区域
次に掲げる点1から点9までを順次に直線で結んだ線、点9と点10とを結ぶ平成27年の春分の日満潮位(DLプラス1.75メートル)における公有水面と護岸との境界線、点10と点24とを結ぶ平成27年の春分の日満潮位(DLプラス1.75メートル)における公有水面と防潮堤との境界線及び点24と点1とを結ぶ平成27年の春分の日満潮位(DLプラス1.75メートル)における公有水面と岸壁との境界線により囲まれた区域

点1 三等三角点小峠(北緯32度47分10秒4744・東経132度59分22秒9110)から73度24分26秒585.50メートルの地点

点2 点1から148度50分02秒1.73メートルの地点

点3 点2から59度35分32秒0.52メートルの地点

点4 点3から149度44分00秒21.61メートルの地点

点5 点4から243度35分19秒4.37メートルの地点

点6 点5から153度08分11秒23.45メートルの地点

点6-1 点6から151度13分18秒3.26メートルの地点

点6-2 点6-1から147度23分32秒3.26メートルの地点

点6-3 点6-2から143度33分45秒3.26メートルの地点

点6-4 点6-3から139度43分59秒3.26メートルの地点

点6-5 点6-4から135度54分12秒3.26メートルの地点

点6-6 点6-5から132度04分26秒3.26メートルの地点

点6-7 点6-6から128度14分39秒3.26メートルの地点

点7 点6-7から124度24分53秒3.26メートルの地点

点8 点7から122度29分59秒12.49メートルの地点

点9 点8から122度16分58秒13.63メートルの地点

点10 点9から227度18分11秒5.16メートルの地点

点11 点10から303度40分49秒0.86メートルの地点

点12 点11から303度09分21秒23.94メートルの地点

点13 点12から304度05分28秒13.06メートルの地点

点14 点13から38度24分59秒1.70メートルの地点

点15 点14から311度06分51秒1.09メートルの地点

点16 点15から307度50分12秒4.07メートルの地点

点17 点16から332度25分23秒10.28メートルの地点

点18 点17から332度12分58秒7.47メートルの地点

点19 点18から331度27分41秒10.60メートルの地点

点20 点19から331度20分00秒5.40メートルの地点

点21 点20から242度56分12秒0.31メートルの地点

点22 点21から332度16分38秒4.00メートルの地点

点23 点22から332度38分18秒15.00メートルの地点

点24 点23から333度34分32秒4.22メートルの地点

(3) 面積
545.32平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置
土佐清水市窪津482番地16及び482番地17地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Hと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 三等三角点小峠(北緯32度47分10秒4744・東経132度59分22秒9110)から71度55分34秒575.43メートルの地点

点B 点Aから63度02分13秒19.98メートルの地点

点C 点Bから153度08分11秒70.23メートルの地点

点D 点Cから122度29分59秒50.81メートルの地点

点E 点Dから213度12分31秒20.97メートルの地点

点F 点Eから303度10分26秒39.38メートルの地点

点G 点Fから310度42分01秒18.20メートルの地点

点H 点Gから331度48分08秒52.76メートルの地点

(3) 面積
2,518.47平方メートル

4 埋立地の用途
漁港施設用地(臨港道路)

5 免許年月日
平成27年10月5日

高知県告示第716号
公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。
平成30年9月7日
高知県知事 尾崎 正直

1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県(高知県知事 尾崎 正直)

2 埋立区域

(1) 位置
土佐清水市西町2番2地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点4と点1とを結ぶ

平成25年の秋分の日満潮位(DLプラス2.43メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 四等三角点牧山(北緯32度46分38秒4676、東経132度57分01秒3919)から306度05分59秒621.18メートルの地点

点2 点1から195度06分51秒6.50メートルの地点

点3 点2から285度06分51秒90.00メートルの地点

点4 点3から15度06分51秒6.50メートルの地点

(3) 面積
585.00平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置
土佐清水市西町2番2及び同地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Hと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 四等三角点牧山(北緯32度46分38秒4676、東経132度57分01秒3919)から305度59分48秒610.08メートルの地点

点B 点Aから195度13分34秒151.50メートルの地点

点C 点Bから285度06分51秒179.68メートルの地点

点D 点Cから15度06分51秒157.00メートルの地点

点E 点Dから105度06分51秒60.00メートルの地点

点F 点Eから15度06分51秒24.10メートルの地点

点G 点Fから105度06分51秒135.00メートルの地点

点H 点Gから195度06分51秒29.60メートルの地点

(3) 面積
31,569.30平方メートル

4 埋立地の用途
清水漁港(越地区)岸壁

5 免許年月日
平成27年12月22日

高知県告示第717号
公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。
平成30年9月7日
高知県知事 尾崎 正直

1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
幡多郡大月町弘見2230番地
大月町(大月町長 岡田 順一)

2 埋立区域

(1) 位置
幡多郡大月町橘浦492番17地先の公有水面

(2) 区域

次に掲げる点1と点2とを直線で結んだ線及び点2と点1とを結ぶ平成26年の秋分の日満潮位(DLプラス2.35メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 三等三角点城ヶ鼻(北緯32度49分28秒2809・東経132度39分08秒6855)から81度02分42秒266.28メートルの地点

点2 点1から139度53分37秒14.94メートルの地点

(3) 面積

288.53平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

幡多郡大月町橋浦649番地内並びに同町橋浦391番10、492番11、492番14、492番17及び649番地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Lと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 三等三角点城ヶ鼻(北緯32度49分28秒2809・東経132度39分08秒6855)から81度04分03秒266.12メートルの地点

点B 点Aから319度26分11秒54.53メートルの地点

点C 点Bから49度53分31秒100.00メートルの地点

点D 点Cから139度53分31秒124.00メートルの地点

点E 点Dから229度53分31秒99.31メートルの地点

点F 点Eから319度37分06秒54.48メートルの地点

点G 点Fから230度41分42秒4.27メートルの地点

点H 点Gから227度16分05秒14.15メートルの地点

点I 点Hから297度21分55秒2.87メートルの地点

点J 点Iから317度24分25秒5.45メートルの地点

点K 点Jから47度38分26秒0.99メートルの地点

点L 点Kから319度23分06秒6.94メートルの地点

(3) 面積

12,636.60平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許年月日

平成28年2月18日

高知県告示第718号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、土佐清水市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成30年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県(高知県知事 尾崎 正直)

2 埋立区域

(1) 位置

土佐清水市市場町580番11及び580番12地先の公有水面

(2) 区域

次の点1と点2とを直線で結んだ線、点2と点3とを結ぶ平成23年春分の日満潮位(DLプラス2.49メートル)における公有水面と防波堤との境界線及び点3と点1とを結ぶ平成23年春分の日満潮位(DLプラス2.49メートル)における公有水面と岸壁との境界線により囲まれた区域

点1 四等三角点牧山(北緯32度46分38秒4676・東経132度57分01秒3919)から115度54分01秒623.07メートルの地点

点2 点1から201度13分56秒66.20メートルの地点

点3 点2から317度09分06秒1.08メートルの地点

(3) 面積

62.78平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 免許年月日及び免許番号

平成24年3月29日

高知県指令23高漁港第453号

5 しゅん功認可年月日

平成30年8月8日

高知県告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 宿毛津島

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町神有字 目尻山1174番9	前	10.7	30
		12.4	
			10.7

	後	16.6	30
--	---	------	----

高知県告示第720号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 重倉笠ノ川

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市白木谷字小谷 口3334番から 南国市白木谷字小谷 口264番1まで	前	3.4 6.2	44
	後	3.9 9.1	44

高知県告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 昭和中村

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市古尾字ゴビ ヨウ1506番1から 四万十市古尾字山伏 ガ谷1512番1まで	前	4.2 15.0	116
		6.5 1	114

17.2

高知県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長坂 字マキノ谷ノシモ 297番3から 吾川郡仁淀川町長坂 字マキノ谷ノシモ 297番2まで	前	4.8	31
		14.0	
吾川郡仁淀川町長坂 字マキノ谷ノシモ 297番1から 吾川郡仁淀川町長坂 字マキノ谷ノシモ 219番4まで	後	11.5	31
		34.4	

高知県告示第723号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成30年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市津久茂町 2552番22	安芸市津久茂町 2553番15	5.20	56.65

高知県告示第724号

平成12年2月高知県告示第82号（建築基準法による道の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

1を次のように改める。

- 1 高岡郡四万十町金上野字ミコノ川297番4地先から宇西原渡瀬193番地先に至る延長449メートルの道

公安委員会告示**高知県公安委員会告示第19号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年9月7日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
 - 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）
 - (2) 種別
 - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - (3) 実施期日
 - ア 新規取得講習
 - 平成30年11月6日（火）から同月14日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
 - イ 追加取得講習
 - 平成30年11月12日（月）から同月14日までの3日間
 - (4) 実施場所
 - 吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
 - 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者

- (1) 新規取得講習
 - 受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 追加取得講習
 - 受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 - (1) 受講希望の事前申込方法
 - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
 - イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
 - ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
 - (2) 事前申込みの受付期間
 - ア 平成30年10月1日（月）及び2日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
 - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
 - (3) 受講予定者の確定方法
 - ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
 - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成30年10月3日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
 - ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
- 5 受講申込手続
 - 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。
 - (1) 受講申込書等の提出期間
 - 平成30年10月9日（火）から同月11日（木）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
 - なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
 - (2) 受講申込書等の提出先
 - 高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通

イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通
ウ 追加取得講習を受講しようとする者にとっては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月7日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党高知県安芸市・芸西村第一支部 (野町 雅樹)	北村 弥生	安芸市庄之芝町1-52	○	平30・7・17

高知県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月7日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
横山公大後援会	横山 公大	横山 公大	高知市追手筋二丁目6-9	平30・7・3
前田さおり後援会	前田 紗織	前田 南海雄	安芸市港町一丁目2-18	平30・7・18
萩野義和後援会	萩野 義和	萩野 義和	香美市物部町中谷川686番地2	平30・7・26

高知県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月7日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県林材支部（戸田 昭）	中越 利茂	異動なし	異動なし	平30・6・29
新		戸田 昭			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

--	--	--	--	--

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	浜口かず子後援会（山崎 有子）	異動なし	異動なし	高知市北高見町280	平29・6・27
新				高知市北高見町155-2	
旧	山崎正恭後援会（山崎 正恭）	異動なし	山崎 美和	異動なし	平30・7・3
新			山崎 學		
旧	垣内たかふみ後援会（垣内 孝文）	異動なし	異動なし	四万十市右山五月町9番18号	平30・5・1
新				四万十市古津賀3122番地2	

高知県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月7日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

資金管理団体

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
前田 紗織	高知県議会議員	前田さおり後援会	安芸市港町一丁目2-18	平30・7・1